

⑤ ひとり親家庭の小学校新入学児童に入学祝い品を贈ります

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子・父子家庭）のお子さんに新入学祝い品（学用品）を贈ります。

申込方法 窓口で直接お申し込みください。

申込期間 11月1日（木）～平成31年1月7日（月）

申 子ども福祉課（内線 165）、笠間支所福祉課（内線 72134）岩間支所福祉課（内線 73171）

問 茨城県母子寡婦福祉連合会 TEL 029-221-7505

⑥ 歳末たすけあい援護金配分事業を実施します

歳末たすけあい募金運動で集められた募金から援護を必要とする世帯に自己申請方式により、歳末たすけあい援護金を配分する事業です。

【配分の対象となる世帯の条件】

10月1日（月）現在で、世帯全員の市民税が非課税世帯（平成29年1月1日～12月31日までの収入申告内容）で、笠間市に6ヶ月以上住所を有し、現に居住している世帯で、次にあげる区分のいずれかに該当する世帯。

区分	要件
準要保護世帯	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者（児）世帯	身体障害者手帳 1級所持者のいる世帯
知的障がい者（児）世帯	療育手帳 ④・A 所持者のいる世帯
精神障がい者世帯	精神障害者保健福祉手帳 1級所持者のいる世帯
母子・父子世帯	満18歳まで（満18歳到達後の最初の4月1日までの間にある）の方のいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
ひとり暮らし高齢者世帯 高齢者世帯	70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 70歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定4・5の高齢者がいる世帯	70歳以上で要介護認定4・5の高齢者がいる世帯
その他	生活が困窮している世帯として本会会長が認めた世帯

【配分金の支給について】

- ・援護金の金額は、今年度募集する「歳末たすけあい募金」の実績額により決定します。
- ・口座振込の方は申請書に記載した指定口座に入金されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込が困難な場合には、窓口にて支給します。
- ・援護金の振込は、12月14日（金）を予定しています。現金受け取りについては12月28日（金）までに支給します。

※対象世帯が2つ以上該当する場合でも申請はいずれか1つとなります。

※生活保護法による保護を受けている世帯や施設入所者、または長期入院中の世帯は対象になりません。

申込方法 窓口で直接お申し込みください（郵送不可）。

※印鑑をお持ちください。

申込期限 11月16日（金）

申・問 （福）笠間市社会福祉協議会 本所 笠間市美原 3-2-11 TEL 0296-77-0730

笠間支所 笠間市石井 717 TEL 0296-73-0084

岩間支所 笠間市下郷 5139-1 TEL 0299-45-7889

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>